

京都市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第51号

京都市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

京都市食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第18条」に改める。

第2条第3項中「第16条」の右に「並びに第17条第1項、第4項及び第5項」を加え、「製造若しくは販売をし、又は食品を供与する」を「営業所又は」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「営業者又は」の右に「法第62条第3項に規定する」を、「の長」の右に「(以下「施設の長」という。）」を加え、「法第62条第3項」を「同項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(生食用食肉の取扱いの届出)

第17条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる業務を行おうとするときは、当該業務の開始の日から10日以内に生食用食肉取扱届出書(第12号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(1) 許可営業者 牛の食肉(内臓を除く。)であって、生食用として販売するもの(以下「生食用食肉」という。)の加工、調理又は販売(以下「加工等」という。)を業として行うこと。

(2) 施設の長 継続的に不特定又は多数の者に供与するために生食用食肉の加工等を行うこと。

2 保健所長は、前項の規定による届出をした許可営業者又は施設の長に対し、生食用食肉取扱届出済証を交付する。

3 前項の規定により生食用食肉取扱届出済証の交付を受けた許可営業者又は施設の長は、営業所又は施設内の見やすい場所に、これを掲示しておかななければならない。

4 許可営業者又は施設の長は、第1項の規定により届け出た事項に変更があったときは、10日以内に生食用食肉取扱届出事項変更届(第13号様式)を保健所長に提出しなければならない。

5 許可営業者又は施設の長は、第1項の業務を廃止し、休止し、又は再開したときは、10日以内に生食用食肉取扱廃止・休止・再開届出書(第14号様式)を保健所長に提

出しなければならない。ただし、許可業者又は施設の長の死亡又は解散により当該業務を廃止したときは、その相続人又は清算人がこれを行わなければならない。

(生食用食肉取扱者)

第18条 前条第1項各号に掲げる業務のうち、加工又は調理に係るものを行う許可業者又は施設の長は、生食用食肉の加工又は調理を行わせる者として、その営業所又は施設ごとに、生食用食肉取扱者を置かななければならない。

2 生食用食肉取扱者は、次の各号（生食用食肉の加工を行わせる者にあつては、第1号から第4号まで）のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第48条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する者

(2) 法第48条第6項第4号及び同条第7項の規定により令第35条第13号に規定する食肉製品製造業の施設において食品衛生管理者となることができる者

(3) 本市が実施する生食用食肉の取扱いに関する講習会を受けた者

(4) 都道府県、保健所を設置する本市以外の市、東京都の特別区その他の団体が実施する生食用食肉の取扱いに関する講習会（前号の講習会と同等以上の内容を有すると認められるものに限る。）を受けた者

(5) 京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例別表に規定する食品衛生責任者

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分、第4号様式注以外の部分、第5号様式注以外の部分、第6号様式注以外の部分、第7号様式注以外の部分及び第8号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第9号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「営業所」の右に「又は施設」を加える。

第10号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「営業所」の右に「又は施設」を加え、同様式注2中「営業所」の右に「又は施設」を加える。

第11号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「営業所」の右に「又は施設」を加え、同様式の次に次の3様式を加える。

生食用食肉取扱届出書

（宛先）京都市保健所長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）

㊦

京都市食品衛生法施行細則第17条第1項の規定により届け出ます。

業 務 の 内 容		<input type="checkbox"/> 加工	<input type="checkbox"/> 調理	<input type="checkbox"/> 販売
営業所又は施設	名称，屋号又は商号	電話 -		
	所在地			
営業の許可	許可の年月日及び番号			
	許可を受けた営業の種類			
	許可の年月日及び番号			
	許可を受けた営業の種類			
	許可の年月日及び番号			
	許可を受けた営業の種類			
生食用食肉取扱者	氏名及び資格の種類	京都市食品衛生法施行細則第18条第2項第 号に該当		
	氏名及び資格の種類	京都市食品衛生法施行細則第18条第2項第 号に該当		
	氏名及び資格の種類	京都市食品衛生法施行細則第18条第2項第 号に該当		

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 営業の許可の欄は、届出者が食品衛生法第62条第3項に規定する施設の長である場合は、記入する必要はありません。

3 生食用食肉取扱者の欄は、業務の内容が販売のみである場合は、記入する必要はありません。

第13号様式（第17条関係）

生食用食肉取扱届出事項変更届

(宛先) 京都市保健所長		年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） ㊟
<p style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/>住所又は所在地 <input type="checkbox"/>氏名、名称又は代表者名 <input type="checkbox"/>業務の内容 <input type="checkbox"/>営業所又は施設の名称、屋号又は商号 <input type="checkbox"/>生食用食肉取扱者の氏名 </p> <p>京都市食品衛生法施行細則第17条第4項の規定により の変更 について届け出ます。</p>		
営業所又は施設	名称、屋号又は商号	電話 -
	所在地	
営業の許可	許可の年月日及び番号	
	許可を受けた営業の種類	
	許可の年月日及び番号	
	許可を受けた営業の種類	
	許可の年月日及び番号	
	許可を受けた営業の種類	
変更	年 月 日	年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 営業の許可の欄は、届出者が食品衛生法第62条第3項に規定する施設の長である場合は、記入する必要はありません。

第14号様式（第17条関係）

廃止
生食用食肉取扱 休止 届出書
再開

（宛先）京都市保健所長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） ㊟

<input type="checkbox"/> 廃止 京都市食品衛生法施行細則第17条第5項の規定により業務の <input type="checkbox"/> 休止 について届け出ます。 <input type="checkbox"/> 再開	
営業所又は施設	名称，屋号又は商号 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">電話 -</div> 所在地
営業の許可	許可の年月日及び番号
	許可を受けた営業の種類
	許可の年月日及び番号
	許可を受けた営業の種類
	許可の年月日及び番号
	許可を受けた営業の種類
廃止又は再開の年月日	年 月 日
休止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止，休止又は再開の理由	

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 営業の許可の欄は、届出者が食品衛生法第62条第3項に規定する施設の長である場合は、記入する必要はありません。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に次の各号に掲げる業務を行っている当該各号に掲げる者は、この規則の施行の日後速やかに、この規則による改正後の京都市食品衛生法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第17条第1項に規定する生食用食肉取扱届出書を保健所長に提出しなければならない。

(1) 改正後の規則第17条第1項第1号に規定する生食用食肉の加工等（以下「生食用食肉の加工等」という。）を業として行うこと 食品衛生法（以下「法」という。）

第52条第1項の規定による許可を受けた者

(2) 継続的に不特定又は多数の者に供与するために生食用食肉の加工等を行うこと 法
第62条第3項に規定する施設の長

3 前項の規定による届出をした者は、改正後の規則第17条第1項の規定による届出をした者とみなす。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)